第三十五条中「においては」を「には」に改め、「氏名」の下に「（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第三十六条第二項中「前項」を「市町村の選挙管理委員会は、前二項」に改め、「、市町村の選挙管理委員会は」を削り、「これ」を「その旨」に、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、市町村の選挙管理委員会は、法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合であって、天災その他避けることのできない事故により、国民投票の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下この項において「送致不能開票区」という。）に属する投票区を、当該送致不能開票区以外の開票区に属する指定投票区（国民投票の期日に当該指定投票区の投票管理者に当該投票の送致をすることができるものに限る。）に係る指定関係投票区として定めることができる。

第三十六条に次の一項を加える。

4　市町村の選挙管理委員会が、国民投票の期日に第一項又は第二項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め又は変更をした時前に第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により送致された法第六十一条の規定による投票に関する事務については、当該指定及び定め又は変更は、その効力を有しない。

第三十七条第二項中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改め、「送致されたもの」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより当該指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあっては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に同条第一項（同号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により当該指定投票区の投票管理者に送致されたものに限る。）」を加え、同条第三項中「による投票」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあっては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による送致をするものに限る。）」を加える。

第四十条中「ないものとみなす」を「なくなるものとする」に改める。

第四十一条中「選挙管理委員会は、」の下に「法第四十九条第一項の規定により」を加え、「においては」を「には」に、「その者」を「当該投票立会人」に、「、氏名及び」を「及び氏名並びに」に、「をその」を「（投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間）を当該」に改める。

第四十二条第二項中「時刻までに」の下に「（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票区に係る指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区があるときは、当該指定及び定め又は変更をした時以後直ちに）」を加える。

第五十七条中「書類」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙を含む。）」を、「まで」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙にあっては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第六十条の表第三十五条の項及び第四十一条の項を次のように改める。

第三十五条	氏名（	氏名並びにその者が職務を行うべき日（同一の日に
	時間	日及び時間
第四十一条	氏名並びに	氏名、
	名称（	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日（期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間

第六十一条中「においては、」を「には、国民投票の当日に」に、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十六条中「投票人は、」の下に「国民投票の当日に」を加え、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十九条第九項中「の職務を代理すべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は」を「、病院の院長、」に、「船長若しくは」を「船長又は」に改める。

第八十八条第一項中「直ちに」を削り、「送致し、又は郵便等をもって送付しなければ」を「、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければ」に改め、同条第二項中「直ちに」を削り、「）に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第八十九条第一項中「によって」を「により」に改め、同条第五項中「（第三項において読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第九十条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第九十三条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に、「においては」を「には」に改める。

第九十八条第一項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百条第二項中「除く」を「除き、国民投票に用いなかった投票用紙を含む」に改め、「まで」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙にあっては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第百二条第二項中「によって」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百七条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第百十条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。